

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和5年9月20日

ディーゼル車規制に係る車両検査と啓発活動を実施します — 10月はディーゼル車対策の強化月間です！ —

(同時発表：千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、
千葉市、さいたま市、相模原市各記者クラブ)

九都縣市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、各都県の条例により、平成15年10月から粒子状物質（PM）の排出基準に適合しないディーゼル車両の運行を禁止しています。

しかし、九都縣市を走行する車の中には、いまだに排出基準を満たさないものもあることから、違反車をゼロにするための取組が重要となっています。

そこで、九都縣市では10月を強化月間と位置づけ、条例に基づく車両検査を実施するとともに、サービスエリアやパーキングエリアにてポスター掲示等による周知活動を行います。

埼玉県では圏央道菖蒲パーキングエリアにおいて、ディーゼル車両の検査をさいたま市と合同で実施します。

あわせて、ディーゼル車運行規制の啓発を行うとともに、二酸化炭素等の排出抑制につながるエコドライブの呼びかけを行います。

記

1 実施日時及び場所

(1) 日時

令和5年10月17日（火）10:30～13:30

（荒天の場合：10月19日（木）に延期）

(2) 場所

首都圏中央連絡自動車道 菖蒲パーキングエリア（内外回り）

2 取組内容

- (1) ディーゼル車を対象とした車両の検査
- (2) ディーゼル車規制に係る啓発チラシの配布
- (3) 全車両を対象としたエコドライブに係るチラシ及びグッズの配布
- (4) 高速道路パーキングエリア等へのディーゼル車運行規制に係る啓発ポスター・デジタルサイネージの掲示

3 取組体制

県大気環境課・環境管理事務所職員、さいたま市職員 計13名

4 九都県市全体の取組の概要

九都県市同時発表資料を御覧ください。

参考「九都県市あおぞらネットワークホームページ」<http://www.9taiki.jp/>

■参考情報

○九都県市ディーゼル車規制に係る啓発ポスター

(令和5年10月1日～31日 高速道路サービスエリア等に掲示予定)



【参考：ポスター資料】